○経済産業省令第六十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　城内　実

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十二の第三表及び第五表を次のように改める。

第3表

月別の最大電力供給計画表

年度

（単位：10^3kW）

項目			月別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
				（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）
供給電力	保有電源	水力発電所（送電端）																									
		火力発電所（送電端）																									
		原子力発電所（送電端）																									
		新ｴﾈﾙｷﾞｰ等発電所等（送電端）																									
		合計（送電端）																									
	調達分	発電事業者																									
		特定卸供給事業者																									
		一般送配電事業者																									
		配電事業者																									
		小売電気事業者																									
		その他	取引所																								
			その他																								
	調達先未定																										
	合計（送電端）																										
	発動指令電源供給力（再掲）																										
	【エリア】合計（送電端）																										
需要電力（送電端）																											
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）		小売電気事業者																									
		一般送配電事業者																									
供給予備力（送電端）																											
供給予備率（%）																											
調整力確保量																											
調整力（%）																											